

<<会員組合のみなさまへ>>

## 自主研修事業助成金

～研修経費の一部を助成します！～

はじめに…

中小企業団体において、組合員のためにする教育及び情報の提供は、事業運営において、重要な位置付けがされております。

そこで、教育情報事業のうち、自ら実施する研修事業の一部をIDECが助成し、団体の健全な発展に寄与することを目的として、自主研修事業助成金を平成25年度から創設しております。

たとえば…

- 外部講師を入れて団体のビジョンを策定したい
- 部会の活動に外部専門家を導入したい
- 中小企業団体のIT活用事例を研究したい

経費の一部を  
助成します！

### 【対象年度】

平成28年4月1日～平成29年3月31日

### 【対象事業】

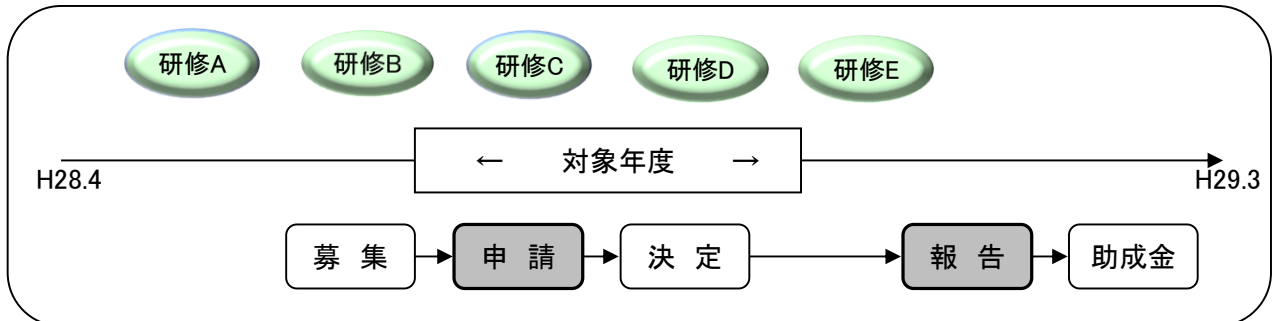
教育及び情報の提供等、中小企業団体等が自ら主体となつて行う研修事業

### 【助成経費】

下記経費の総額1/2以内(上限10万円)

- (1) 講師等謝金
- (2) 会場等借上料

### 【手続き等】



<<ポイント>>

- (1) 研修A(単体)でも、研修A～Eの合計(複数)でもひとつの事業として申請が可能です。  
※ただし、同一目的(テーマ)で、年度を通じて実施する事業に限ります。
- (2) 事後申請にも対応します。  
対象年度内であれば、募集以前に実施した研修事業(上記の場合、研修A)も対象になります。

### 【ご注意ください】

次の事業及び経費は対象となりませんので、ご了承ください。

- (1) 主催団体の役職員や組合員、賛助会員に対する講師等謝金
- (2) 他の団体と共催等により実施する事業で、助成対象経費を交付対象事業者が負担しない事業
- (3) 競技活動、芸術活動及びこれらの鑑賞又は文化鑑賞を目的とする事業
- (4) 視察会、親睦会、慰安旅行及びこれらに類する事業
- (5) 技能講習会、研修生受入に関する事業
- (6) IDECが所有する又は管理運営する施設に支払う会場等借上料
- (7) IDECが実施する他の事業と重複して支援を受けている事業
- (8) 延べ参加者が5名未満の事業

※当該年度財団年会費の納入を確認した後、決定通知を交付いたします。

### 【お問い合わせ】

(公財)横浜企業経営支援財団 経営支援部 経営支援課 045-225-3714 まで